

宜野座村学生支援給付金給付事業 実施要項

趣旨

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化によって経済的な影響を受けていることが懸念される学生に対し、給付金を給付することで修学環境の維持を支援することを目的とする。

内容

- ・ 修学環境を維持するために必要な経費の一部について、実状に応じ給付金を支給する。
- ・ 学生1人あたり、上限3万円を支給する（高等学校等：2万円、大学等：3万円）。

対象者

令和2年8月1日時点において、次の要件のいずれにも該当する学生を対象とする。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校や大学（大学院および短期大学を含む）、専修学校、その他、教育長が認める国内外の教育機関へ在学している者
- ② 宜野座村の住民基本台帳に記録されている者、ただし、止むを得ない理由によって一時的に住所を宜野座村外に有する者で、住民基本台帳に記録されている者の扶養親族も含む。

申請方法

「宜野座村学生支援給付金申請書兼誓約書（様式第1号）」に必要事項を記入し、添付書類とともに郵送等により提出する。なお、申請をもって宜野座村が住民基本台帳により住民登録情報および住民税申告情報を確認することについて同意したものとみなす。

提出書類

- ・ 宜野座村学生支援給付金申請書兼誓約書（様式第1号）
- ・ 高等学校、大学等の在学を証明できるもの（在学証明書）
- ・ 給付の対象者（本人）または保護者の振込先口座が確認できる書類（預貯金通帳またはキャッシュカードの写し）

申請受付期間

令和2年10月12日（月）～令和3年2月26日（金）

申請書等提出先

提出書類一式は、宜野座村教育委員会 教育課（〒904-1302 宜野座村字宜野座246番地）へ提出する。

その他

本事業に伴い取得した個人情報の取り扱いについては、本人の承諾がない限り、宜野座村以外の第三者に提供しないものとする。